

本部町 GIGA スクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 要旨

本要領は、「本部町 GIGA スクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務」の受託候補者を企画提案等により特定するために必要な手続きについて定めるものとする。

2. 業務内容

(1) 業務名

「本部町 GIGA スクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務」

(2) 業務目的

本部町 GIGA スクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務（以下「本業務」という。）は、国が進める「GIGA スクール構想」を実現し、児童生徒が1人1台端末を活用できるよう、町内小中学校へ高速大容量の通信ネットワーク整備及び校内ネットワーク環境の再構築を委託するものである。

(3) 業務内容

別添「本部町 GIGA スクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和3年3月19日まで

3. 提案上限額

本業務に係る事業費の提案上限額は以下のとおりとする。なお、企画提案にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額で提案すること。

【提案上限額】68,746,700円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、契約保証金として、契約金額の10分の1以上を納付すること。

※提案上限額は、本業務における校内 LAN 敷設やネットワーク機器整備に係る費用、現地調査等に付随する経費等を含むこととする。

※提案上限額は、契約予定額を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、単独企業又は共同事業体とし、公告日において以下の要件の全てに該当するものであること。ただし、1つの事業者が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 沖縄県国頭地区内に本社または支店・支社・営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本部町から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (6) 平成29年度以降に沖縄県内において、同種業務又は類似業務の実績を有すること。ただし、元請として履行した場合に限る。
 - ①同種業務：公立小中学校の情報通信ネットワーク環境整備業務
 - ②類似業務：官公庁（公立小中学校以外）の情報通信ネットワーク環境整備業務
- (7) 本業務の実施にあたり、本町やネットワーク保守業者との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ適切に対応できること。

6. 募集内容

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加を申し込み、町は当該申込者の資格を審査し、その結果を当該申込者に通知するものとする。なお、この申し込みをしていない者から、以後の企画提案書等は受け付けない。

- (1) プロポーザル参加申込書の提出
 - ①提出書類：ア 参加申込書（様式1）
イ 業務実績（様式2）
ウ 82円切手を貼付した長形3号の返信用封筒
 - ②提出部数：1部
 - ③提出期限：令和2年10月19日（月）17時00分まで
 - ④提出場所：本部町字東5番地（本部町役場2階）
本部町教育委員会事務局 学校教育班
※持参の場合受付時間は平日8：30～12：00，13：00～17：00
 - ⑤提出方法：持参又は郵送（上記提出期限内必着）

(2) 参加資格審査結果の通知

- ①通知日：令和2年10月20日（火）
- ②通知内容：審査結果（参加資格を有する者については、これに加えてプレゼンテーションの詳細）
- ③通知方法：全申込者に書面で通知する。
- ④結果に対する理由説明：参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする。）で町長に説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、町長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。
 - ア 提出期限：令和2年10月22日（木）17時00分まで
 - イ 提出場所：上記6.（1）④と同じ
 - ウ 提出方法：持参又は郵送（上記提出期限内必着）

7. 質問および回答

本実施要領、仕様書、提出書類について質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

(1) 質問

- ①提出書類：質問書（様式3）
- ②提出期限：令和2年10月14日（水）17時00分まで
- ③提出方法：電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話にて連絡すること。
- ④電子メールアドレスおよび電話番号：
 - ア 電子メールアドレス：gatakou@town.motobu.okinawa.jp
 - イ 電話番号：0980-47-2206
 - ウ 連絡先：本部町教育委員会事務局 学校教育班

(2) 回答

- ①回答期限：令和2年10月16日（金）17時00分まで
- ②回答方法：回答は、電子メールとし、回答できるものから順次回答する。また、すべての質問に対する回答を申込者全員に行う。質問者名は明記しない。

8. 辞退届の受付

本プロポーザルを辞退しようとする者は、次のとおり辞退届を町長に提出するものとする。なお、辞退したことを理由として、今後、町の行う業務に不利な取り扱いをされることはない。

- (1) 提出書類：辞退届（様式8）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出期限：令和2年10月22日（木）17時00分まで

- (4) 提出場所：上記6.(1)④と同じ
- (5) 提出方法：持参又は郵送（上記提出期限内必着）

9. 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の内容

提出する企画提案書は、以下の内容を含むものとする。用紙サイズはA4版、使用する言語は日本語、金銭に用いる通貨は日本円、計量単位は計量法に定めるものとする。形式は自由かつ枚数に制限はないが、各項目について、簡潔に分かりやすくかつ具体的な内容を記載すること。専門用語・IT用語で一般的に知られていない用語については別に説明を添えること。

(企画提案書の内容)

(1) 業務の実施体制について

業務の実施体制、各担当者の役割（資格・経験）について人数も含め記載する。

(2) 業務の実施方針について

本業務の履行にかかる基本的な考え方、方針、取り組みについて記載する。

(3) 業務の実施方法等

下記についてそれぞれ基本的な考え方、方針、実施方法等について記載する。

- ①ネットワーク設計について
- ②ネットワーク構築について
- ③LAN配線、電源工事、機器設置等について
- ④端末設定について
- ⑤通信試験について
- ⑥導入機器の仕様について
- ⑦安全管理について
- ⑧将来的拡張性に関する提案について

(4) スケジュールについて

本業務のスケジュールについて、記載すること。

(5) 業務見積書

本業務の金額（消費税及び地方消費税を含む）を見積書にして提出する。見積明細（任意様式）を作成し、添付すること。

(2) 企画提案書の様式

- ①企画提案書提出届（様式4）
- ②会社概要（様式5）
- ③業務実施体制（様式6）

④企画提案書（任意様式）

⑤業務見積書（様式7）

10. 企画提案書の提出

（1）提出期限：令和2年10月23日（金）17時00分まで

（2）提出物と提出部数：

①企画提案書提出届（様式4） 1部

②上記9により作成した企画提案書（業務見積書を除く）

正本1部、副本5部

③上記9により作成した業務見積書 1部（別途封筒に入れること。）

④82円切手を貼付した長形3号の返信用封筒 1式

（3）提出場所：上記6.（1）④と同じ

（4）提出方法：持参又は郵送（上記提出期限内必着）

11. 評価

（1）評価体制

企画提案書の評価は、町長が任命した5名の評価委員（以下、「評価委員会」という。）が行うものとする。

（2）評価方法

上記6.（2）により参加資格を有すると通知を受け、かつ上記9の企画提案書を期限内に提出した者について、評価委員会において提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価する。

なお、1者の場合でもプレゼンテーション評価を実施する。

（3）評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目ならびに配点は、（別表）のとおりとする。

（4）プレゼンテーション（予定）

①日 時：令和2年10月28日（水）10時00分から順次

②場 所：本部町役場（2階）2-3会議室

③入室人数：自社の社員3名以内とする。

④内 容：企画提案書の内容をより具体的に説明し、その特徴や方針を詳細に提案する。ただし、企画提案書と異なる趣の説明や、企画提案書に記載していない新しい提案をすることはできない。

⑤時 間：各者30分（準備内容説明25分以内、質疑応答5分程度）

⑥追加資料：プレゼンテーション時の追加資料は認めない。ただし、町が追加資料の提出を求めたものについてはその限りではない。

提案内容の評価が正確に行えるよう、事前に提出した企画提案書をもとに、評価基準の項目順にプレゼンテーションを行うこと。当日のプレゼンテーションに必要な機材等はすべて参加者

にて持参すること。

- ⑦その他：プレゼンテーションの詳細（プレゼンテーションの順番や控室など追加情報）については、上記6.（2）の通知時に連絡を行う予定である。

12. 特定者の決定について

- （1）通知日：令和2年10月29日（木）
- （2）通知内容：特定の結果
- （3）通知方法：プレゼンテーションの参加者全員に書面で通知する。
- （4）結果に対する理由説明：特定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする。）で町長に説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、町長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。
 - ① 提出期限：令和2年10月30日（金）17時00分まで
 - ② 提出場所：上記6.（1）④と同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（上記提出期限内必着）
- （5）特定結果に対する異議は、一切受け付けない。

13. 契約の締結

特定者決定の後、特定された者と契約の交渉を行う。なお、企画提案書やプレゼンテーションの内容が無効と認められる場合や契約交渉が不調になる等、契約締結に至らない場合は、次順位者とした者と契約締結の交渉を行う場合がある。

14. 提出書類の取扱い

提出書類は次のように取り扱う。

- （1）企画提案書の書類作成およびプレゼンテーション参加など、本プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- （2）提出された書類等は、返却しない。
- （3）提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- （4）提出された書類等は、審査および説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- （5）本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町が必要とする場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

15. 企画提案書および参加資格の無効等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とし、本プロ

ポーザルの参加資格を喪失するものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (3) 評価委員会または関係者に本プロポーザルに対する助言を求めた場合
- (4) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 提案する見積額が提案上限額を超える場合
- (6) 本実施要領に示された参加資格を満たさなくなった場合

16. 事務局

本部町教育委員会事務局 学校教育班

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地

電 話 0980-47-2206

FAX 0980-47-6005

電子メールアドレス gatukou@town.motobu.okinawa.jp

(別表：要綱 11 関係) 評価基準

- (1) 各評価委員は、評価項目に基づき、参加者ごとに点数評価を行う。
- (2) 評価項目及び配点に定める項目ごとに採点を行い、評価委員が採点した点数の平均点（少数第2位を四捨五入）をもって評価点とする。
- (3) 満点は100点とし、最低基準点を60点とする。
- (4) 最低基準点を超えた者のうちから、最も高い評価点の者を受託候補者として特定する。
- (5) 評価点と同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- (6) 評価項目及び配点は以下のとおりとする。

評価項目		配点	
(1) 業務の実施体制について		10	10
(2) 業務の実施方針について		15	15
業務の 実施方 法等	①ネットワーク設計について	15	60
	②ネットワーク構築について	15	
	③LAN 配線、電源工事、機器設置等について	5	
	④端末設定について	5	
	⑤通信試験について	5	
	⑥導入機器の仕様について	5	
	⑦安全管理について	5	
	⑧将来的拡張性に関する提案について	5	
(4) スケジュールについて		5	5
(5) プレゼンテーション		5	5
(6) 業務見 積書	下記の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数点以下第2位を四捨五入する。 $5 \text{ 点} \times \text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}$	5	5
(合計)		100	100